

神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準

第一章 総則

(目的)

第1条 この基準は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく許認可に必要な事項を定めることにより、神奈川県内の高圧ガスによる災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、特に定めのない限り、法で定める許可、届出を必要とする施設について、適用する。

(用語の意義)

第3条 この基準において、用語の意義は、法の定めによる。

(一般高圧ガス保安規則で定める機能性基準)

第4条 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。）で定める機能性基準への適合性については、一般高圧ガス保安規則関係例示基準（20121204商局第6号。以下「一般則例示基準」という。）で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

(1) 一般則例示基準23「ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所」3.1(1)にある、その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備は、次に掲げる設備を含めること。

ア ディスペンサー

イ ローディングアーム

ウ 充填場

(2) 一般則例示基準28「除害のための措置」で定める除害設備の能力は、次に掲げる条件等により、想定される最大の漏えい量を算出し、それに応じた能力を有すること。

ア 常用の温度における貯槽内圧力がかかった状況において、配管の1/2破断した場面を想定し、その断面積により噴出するものとする。

イ 液化ガスの気化率は、一般則例示基準5「液化ガスの流出を防止するための措置」2.3の表中の値を100%から減じた値を用いて算出すること。

ウ 毒性ガスの漏えい時の噴出量の計算式は、次によるものとする。出来る。

$$Q = 60K\rho F\sqrt{2gH}$$

この式においてQ、K、 ρ 、F及びHは、それぞれ次の数値を表わす。

Q：液化ガスの噴出量 t / min

K：流量係数 0.6

ρ ：常用の温度における液化ガスの密度 t / m³

F：管断面積 m²

g：重力の加速度 9.8 m / s²

H：液面差 m

(液化石油ガス保安規則で定める機能性基準)

第5条 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号。)で定める機能性基準への適合性については、液化石油ガス保安規則関係例示基準(平成13・03・23原院第2号。以下「液石則例示基準」という。)で定める事項を満たすほか、液石則例示基準24「ガス漏えい検知警報設備とその設置場所」3.1(1)にある、その他ガスが漏えいしやすい設備は、次に掲げる設備を含めること。

- ア 貯槽
- イ ディスペンサー
- ウ 充填場

(コンビナート等保安規則で定める機能性基準)

第6条 コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号。)で定める機能性基準への適合性については、コンビナート等保安規則関係例示基準(20121204商局第7号。以下「コンビ則例示基準」という。)で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

(1) コンビ則例示基準30「除害のための措置(アルシン等を除く。)」で定める除害設備の能力は、次に掲げる条件等により、想定される最大の漏えい量を算出し、それに応じた能力を有すること。

- ア 常用の温度における貯槽内圧力がかかった状況において、配管の1/2破断した場面を想定し、その断面積により噴出するものとする。
- イ 液化ガスの気化率は、コンビ則例示基準19「液化ガスの流出を防止するための措置」2.3の表中の値を100%から減じた値を用いて算出すること。
- ウ 毒性ガスの漏えい時の噴出量の計算式は、次によるものとする。

$$Q = 60K\rho F\sqrt{2gH}$$

この式においてQ、K、 ρ 、g及びHは、それぞれ次の数値を表わす。

Q : 液化ガスの噴出量	t / min
K : 流量係数	0.6
ρ : 常用の温度における液化ガスの密度	t / m ³
F : 管断面積	m ²
g : 重力の加速度	9.8 m / s ²
H : 液面差	m

(2) コンビ則例示基準36「ガス漏えい検知警報設備とその設置場所(導管系を除く。)」3.1(1)にある、その他ガスが漏えいしやすい高圧ガス設備は、次に掲げる設備を含めること。

- ア ディスペンサー
- イ ローディングアーム
- ウ 充填場

附則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この基準が施行される前に設置された施設については、適用しない。